

# 家具転倒防止器具設置事業

～大地震に備えて、家具の転倒防止対策をしましょう！～

地震が発生したときに、ご自身や家族の身を守るためには、家具の転倒防止の対策など日頃からの自助※の取り組みが大切となります。

家具の転倒防止対策は、地震による被害をできるだけ小さくするための重要な取り組みの1つです。万が一、家具が倒れた場合を考え、安全な位置に家具を配置し、しっかり固定しましょう。

※自助…日頃から災害に備え、自分（家族）の命は自分（家族）で守ること。

## 1.対象者

- 65歳以上の者のみの世帯
- 65歳以上の者と中学生以下の者のみの世帯

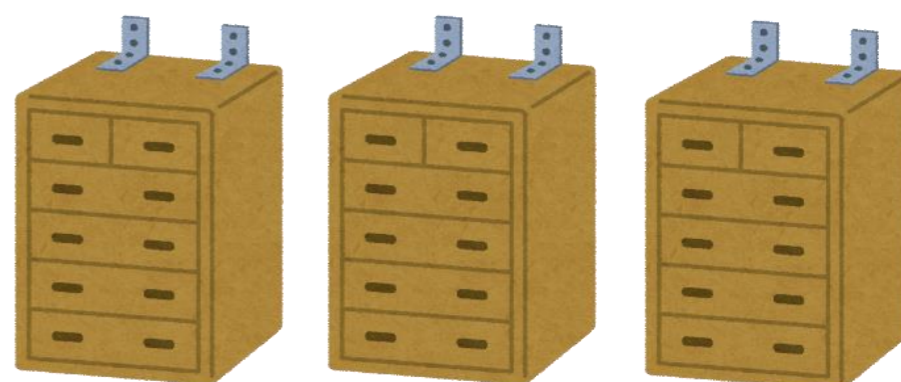
## 2.事業実施が可能な住宅等の条件

- (1) 住居は自己の居住用に供する建築物であること。
- (2) 転倒防止器具の設置を希望する住居の壁や家具の形状、材質等が釘、ネジ、L型金具を使用し、固定できるものであること。
- (3) 住居が借家等である場合は、転倒防止器具の設置に関し賃貸人の承諾が得られていること。

## 3.対象家具

**1世帯当たり3台までを限度に無料！**

- ※L型金具は家具1台当たり2個。
- ※1世帯につき1回限り。



## 4.申請手続き

町ホームページと自治防災課窓口に「申請用紙」があります。

事業実施希望の方は、申請者名のほか、**申請日から2週間以上先の日程**（第1希望から第3希望）等を記入し、窓口または郵送でご提出ください。

※後日、日程調整のため、寄居町シルバー人材センターから連絡があります。

※予算に達し次第、終了となりますのでご了承ください。



担当

寄居町役場3階 自治防災課  
☎048-581-2121（内線371・373）

